

豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項に定める幼保連携型認定こども園を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(認可の申請)

第2条 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の認可申請については、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(認可の基準)

第3条 前条の認可申請に当たっては、豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）、法その他関係法令のほか、次項及び第4条から第15条に掲げる基準を満たすものとする。

2 幼保連携型認定こども園の認可申請者（代表者及び役員）が暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年度豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(学級の編制)

第4条 条例第5条第2項の規定により1学級の園児の数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。

- (1) 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。
- (2) 年度当初の学級編制時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。
- (3) 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第61条第1項の規定により本市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。

(職員)

第5条 条例第6条第3項に規定する「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の2の(1)により算定するものとする。ただし、条例第6条第3項に規定する方法によ

り3歳以上の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）が条例第6条第1項の規定により算定した必要な学級担任の数（以下「学級担任数」という。）より少ないときは、条例第6条第3項に規定する方法により算定した3歳未満の園児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）に、学級担任数を加えた数とする。

2 条例第6条第3項に規定する「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）の要件を満たす職員を充てるものとし、「園児の教育及び保育に直接従事する職員の数」の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（小数点以下を四捨五入）に換算して、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数の対象となる常勤職員の数に加え、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」の数とする。

（園舎及び園庭）

第6条 条例第7条第1項の規定により備えなければならない園舎及び園庭の所有については、「幼保連携型認定こども園の園地・園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等局幼児教育課長・文部科学省高等教育局私学行政課長・厚生労働省雇用・児童家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に従うものとする。

（保育室等の設置階）

第7条 保育室等の設置階については、条例第7条第4項の規定に関わらず、通知の3の(2)に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

（園庭の面積）

第8条 条例第7条第7項に規定する園庭の面積について、通知の3の(3)に掲げる要件を満たす場合は、公園等の代替地を面積参入することができる。また、通知の3の(4)に掲げる要件を満たす場合は、屋上を面積算入することができる。

（食事の提供の特例）

第9条 条例第8条第3項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第4項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」（平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知）で示すものとする。

2 条例第18条第1項（児童福祉施設設備運営基準第32条の2第1項第1号から第3号まで）の規定により、幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により食

事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に従って実施するものとする。

（満3歳未満の園児の定員を設けるときの設備）

第10条 条例第8条第6項に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を踏まえるものとする。

（教育時間・保育時間等）

第11条 条例第10条第1項に規定する「教育及び保育を行う期間及び時間」については、通知の4の(1)に従うものとする。

（子育て支援事業）

第12条 条例第12条第1項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。）

第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。

(2) 府省令第2条第1項条第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合には、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。

(3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合には、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。

(4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合には、幼保連携型認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。

(6) 子育て支援事業に従事する者は幼保連携型認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。

- (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
- (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、幼保連携型認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。
- (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
- (10) 子育て支援事業について、本市並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

(通園上の配慮)

第13条 条例第19条第1項(幼稚園設置基準第7条)に規定する「通園の際安全な環境」に関し、通園バスを運行する場合は、園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第14条 条例附則第5項の規定により条例第8条第6項の規定についての特例を受ける幼稚園について、満3歳以上の園児の保育室の面積は53平方メートル以上とする。ただし、満3歳以上満4歳未満の園児の保育室の面積について、1学級の園児の数を25人以下とする場合、保育室の面積は41平方メートル以上とする。

2 条例附則第7項に規定する「園児が安全に移動できる場所であること」は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。

- (1) 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
- (2) 当該園庭の周囲がフェンス等により囲われていること。
- (3) 当該園庭の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
- (4) 当該園庭内に危険物及び危険箇所がないこと。
- (5) 緊急時の連絡体制が整っていること。

3 条例附則第7項に規定する「日常的に利用できる場所」は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)の要件を満たすものとする。

4 条例附則第7項に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること」は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園を構成する建物等の間の距離は、園児にとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。
- (2) 運動会等の行事に当たって、すべての園児の一斉の活動が可能であること。

(保育所設置認可基準の準用)

第15条 幼保連携型認定こども園において夜間保育を実施しようとするときは、「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知)の要件を満たしているものとする。

2 幼保連携型認定こども園において分園を設置しようとするときは、「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)で示す保育所分園設置運営要綱(6の(2)の③及び7は除く。)の要件を満たしているものとする。

(廃止・休止又は設置者の変更の申請)

第16条 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の廃止・休止の申請については、幼保連携型認定こども園廃止・休止申請書(様式第2号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置者の変更の申請については、幼保連携型認定こども園設置者変更申請書(様式第3号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(変更の届出)

第17条 法第29条第1項及び府省令第15条第2項の規定に基づく変更の届出については、幼保連携型認定こども園変更届出書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(報告の徴収等)

第18条 法第30条第1項の規定による報告は、幼保連携型認定こども園報告書(様式第6号)を市長に提出することにより行う。

2 府省令第29条の中核市の長が定める日は、5月31日とする。

3 府省令第29条第3号の中核市の長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)教育及び保育の目標及び主な内容

(2)実施する子育て支援事業の内容

(3)開園の日数及び時間並びに保育時間

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

(法附則第3条第1項ただし書きの規定による申出)

2 法附則第3条第1項ただし書きの規定による別段の申出は、法附則第3条第1項ただし書きの規定による別段の申出書(様式第5号)を提出することにより行う。

(みなし幼保連携型認定こども園が提出する書類)

3 法附則第3条第2項の規定によりみなし幼保連携型認定こども園が提出する書類は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第1号）とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。